

新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の流行は社会に大きな影響を及ぼしました。ポストコロナ社会における新たな日常に向けて、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を取りながら、幼児児童生徒の健やかな学びを進めていかなければなりません。

○ 学校における感染防止対策について

- ・「感染源を絶つ」ため、幼児児童生徒、教職員及びその家族の健康観察を徹底する。
- ・「感染経路を絶つ」ため、手洗い、咳エチケット及び清掃・消毒の指導を行う。
- ・「抵抗力を高める」ため、十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
- ・「密閉空間」を回避するため、空調設備による適切な温度管理等に留意した上で換気を徹底する。
- ・多くの人が集まる「密集する場」を回避するため、可能な範囲で身体的距離を確保する。
- ・マスクの着用を徹底するなど、近距離での会話や発声などの「密接場面」を作らない。なお、フェイスシールドやマウスシールドはマスクに比べ効果が低いことに留意して、必要に応じて活用する。
- ・医療的ケアを必要としたり、基礎疾患等があったりするなど、重症化リスクの高い幼児児童生徒に配慮する。

○ 児童生徒の学習保障について

- ・新型コロナウイルス感染防止対策による臨時休業を想定し、日頃からICTを活用した授業づくりに取り組む。
- ・学習支援アプリの双方向通信機能を用い、授業やHRを実施するなど、家庭等と連携しながら児童生徒の生活リズムの乱れなどを把握し、支援する体制の充実に取り組む。
- ・体験活動、実習活動等、オンラインでは代替できない学習について、あらかじめ対策を取った上で実施する。
- ・ICTを活用した授業ができることを教員の資質として位置付け、指導力の向上に取り組む。

○ 教育活動上の留意点について

- ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」など、感染のリスクが高い学習活動は、不織布マスクの着用、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染防止対策を十分に行った上で、地域の感染状況を踏まえながら実施する。
- ・特別支援学校等における自立活動については、個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。
- ・部活動については、各競技団体作成のガイドライン及び県の対処方針等を踏まえ、感染拡大を防止するための対策を取った上で実施する。
- ・学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう徹底する。
- ・夏季のマスク着用による熱中症や冬季の換気による室温低下に伴う健康被害に留意し、地域の気候等に応じて柔軟に対応する。

○ 幼児児童生徒の心のケアについて

- ・新型コロナウイルス感染症による不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている幼児児童生徒への心のアンケートを実施し、結果を踏まえ、必要に応じて個人面談を行うなど、相談体制の充実に取り組む。
- ・ひょうごっ子悩み相談やSNS相談窓口等の相談機関、スクールカウンセラー等の専門家の活用を促し、幼児児童生徒の心のケアに対応する。
- ・感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見による差別、いじめの防止に向けた取組を強化する。

○ 教職員の勤務・サービス、健康管理について

- ・幼児児童生徒と同様、日頃からの感染防止対策に取り組む。
- ・臨時休業や教職員が学校へ急遽出勤することができなくなる可能性も想定し、教職員間で業務の内容や進捗等の情報交換を日頃から行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を明確にする。
- ・新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊業務手当に該当する対応を行った場合は、適切に管理職に申し出る。

【参考資料・関係通知】

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html



- ・学校給食衛生管理基準(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afieldfile/2009/09/10/1283821_1.pdf



- ・兵庫県教育委員会ホームページ「新型コロナウイルスの対応について」

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/corona/corona.htm>

